

羽島市公共下水道事業経営戦略

(令和6年度見直し)



羽島市上下水道部

—目次—

1	経営戦略について	1
1.1	経営戦略とは.....	1
1.2	経営戦略策定及び改定の経緯.....	1
2	下水道事業の現状	2
2.1	公共下水道の概要.....	2
2.2	公共下水道の区域.....	3
2.3	下水道経営に係る状況.....	4
2.3.1	公共下水道の整備.....	4
2.3.2	人口.....	5
2.3.3	有収水量と使用料収入.....	7
2.3.4	施設の老朽化.....	8
2.3.5	経営指標.....	10
3	経営の課題	12
3.1	経営基盤の課題.....	12
3.2	投資の課題.....	14
3.3	危機管理体制の課題.....	15
4	課題に対する取組	16
4.1	経営の基本方針.....	16
4.2	課題に対する取組（概要）.....	16
4.3	課題に対する取組項目（経営基盤の強化）.....	17
4.4	課題に対する取組項目（投資の合理化）.....	19
4.5	課題に対する取組項目（危機管理体制の強化）.....	20
5	財政収支の見通し	21
5.1	料金収入.....	21
5.2	建設改良費.....	21
5.3	その他.....	21
6	経営戦略の進捗管理	24
6.1	進捗管理.....	24

7	経費回収率向上に向けたロードマップ	25
8	用語集.....	27

1 経営戦略について

1.1 経営戦略とは

下水道^{※1}は、生活環境及び自然環境を守るために必要不可欠な都市の基盤施設です。

当市では、市街化区域の下水道整備を進めており、下水道処理人口はしばらく増加傾向で推移しますが、一方、施設の整備率が低く、引き続き施設の整備を進める必要があります。また施設の老朽化に対応するための更新費用の増大も見込まれることから、財政的に厳しい状況に向かっていくと考えられます。

経営戦略とは、投資と財源を財政収支により予測し、改善すべきポイントを把握することによって、その対策を立案し、実施すべき取組を推進することで、中期的な視点から持続的な経営基盤強化を目指すものです。

1.2 経営戦略策定及び改定の経緯

羽島市の公共下水道事業は、平成2年度に事業認可を受け、平成3年度から污水管渠^{※2}整備に、また平成9年度から羽島市浄化センターの建設に着手し、平成12年度から供用開始しました。

下水道事業の経営基盤をより強固なものにするため、令和2年度から公営企業会計^{※3}に移行し、財政状況の見える化を図るとともに、健全で効率的な経営を実現するために令和2年度から令和11年度までを計画期間とする経営戦略を策定しました。

その中で、羽島市浄化センターの機械・電気設備が供用開始から20年以上が経過しており、今後、老朽化により修繕費等の維持管理費^{※4}が増加していくことが予想されます。

また、管渠整備、下水道整備面積拡大による汚水量増加に伴う水処理施設の増設工事、老朽化した施設について、ストックマネジメント計画に基づく改築更新事業や、総合地震対策計画等に基づく施設の耐震化事業も進めていくため、建設改良費が増加することになります。

今般、経営戦略の策定から5年が経過し、当初の策定時とは下水道使用料の改定を行ったことや社会情勢等の状況が大きく変わっていることから、これらに対応した経営戦略とするため、令和2年度から令和11年度までを計画期間とする経営戦略の改定を行うものです。

2 下水道事業の現状

2.1 公共下水道の概要

下水道の役割を実現するため、羽島市では公共下水道の整備を進めています。
令和5年度末の羽島市公共下水道の概要は、表-1のとおりです。

表-1 羽島市公共下水道の概要（令和5年度末現在）

項目	内容	説明等
事業認可	平成2年度	平成2年度に事業認可を受け、平成3年度に管渠工事に着手
全体計画区域面積	1,502 ha	公共下水道の整備をする全体面積
事業計画区域面積	1,270 ha	現時点において公共下水道を整備する面積
整備面積	1,064.1 ha	公共下水道が使用できるようになった区域の面積
整備率	70.8 %	整備面積÷全体計画面積×100
公共下水道を使用できる人口	35,560 人	汚水管渠に接続できる世帯の人口（整備人口）
公共下水道を実際に使用している人口	25,636 人	汚水管渠に接続した世帯の人口（水洗化人口 ^{*5} ）
水洗化率	72.1 %	公共下水道を実際に使用している人口 ÷公共下水道を使用できる人口×100
下水道普及率	53.5 %	公共下水道を使用できる人口 ÷行政人口（66,412 人）×100
主要な施設	汚水管渠	延長 約 313 km
	汚水ポンプ場	マンホールポンプ場（24 箇所中 22 箇所稼働）
	終末処理場	羽島市浄化センター 処理能力 17,078 m ³ /日（将来処理能力 24,600 m ³ /日） （注意：公称 13,200 m ³ /日 計算値 17,078 m ³ /日）

2.2 公共下水道の区域

公共下水道の全体計画区域は以下の図-1のとおりです。

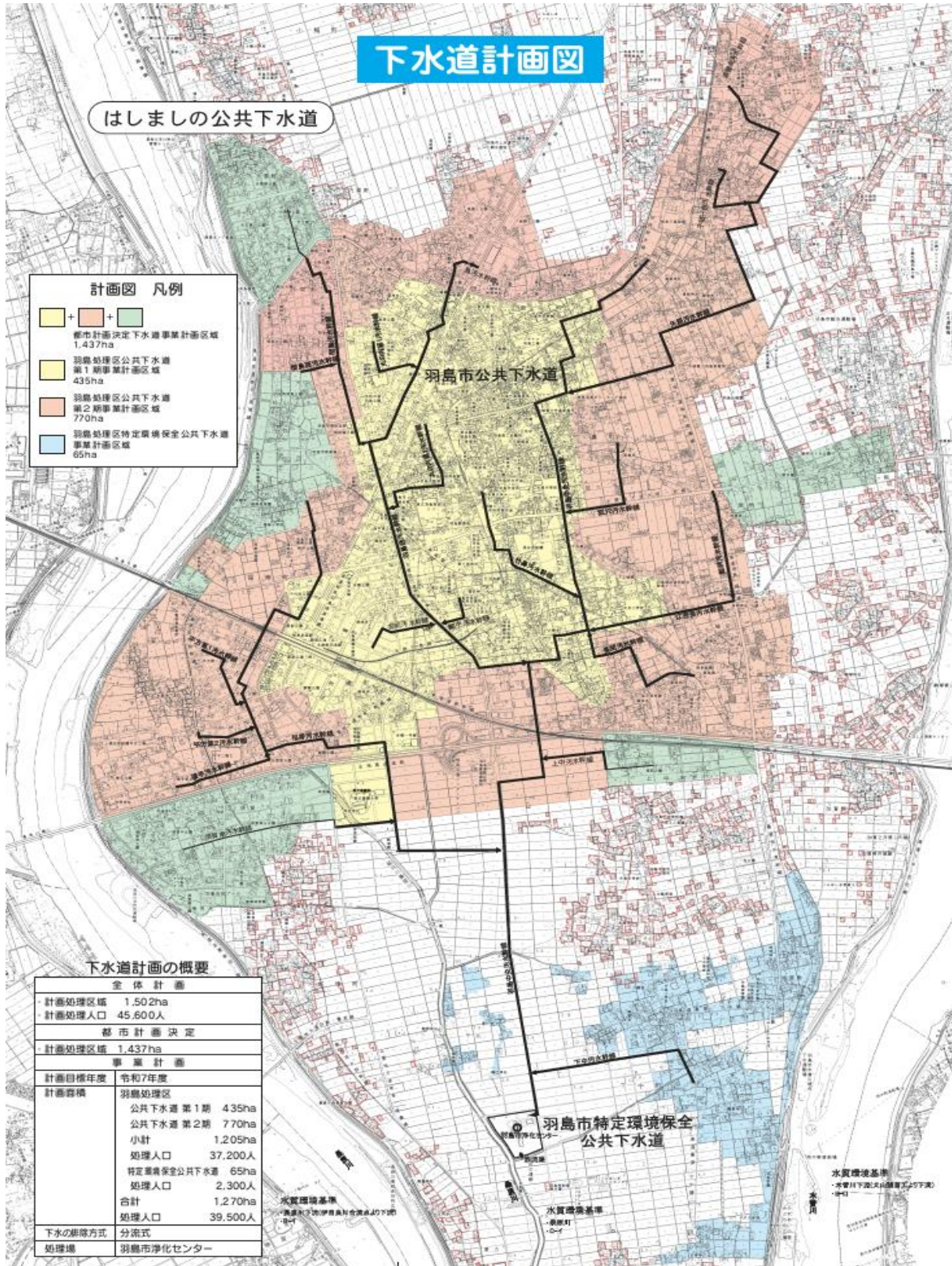


図-1 下水道全体計画図

2.3 下水道経営に係る状況

2.3.1 公共下水道の整備

公共下水道の整備は、表-2 に示すとおり面整備を進めています。

面整備は、全体計画、事業計画に基づいて整備を進めており、令和 5 年度末の整備面積は 1,064.14ha となっています。

表-2 公共下水道整備の状況（面整備）

年度末	全体整備面積 (ha)			供用開始面積累計
	年度末供用開始面積 (同年度整備分含む)			
	公共	特環 ^{**6}	計	
～H11	165.90	24.40	190.30	190.30
H12	41.90	19.40	61.30	251.60
H13	50.30	9.50	59.80	311.40
H14	67.40	6.40	73.80	385.20
H15	69.00	5.30	74.30	459.50
H16	49.30		49.30	508.80
H17	59.00		59.00	567.80
H18	110.60		110.60	678.40
H19	38.30		38.30	716.70
H20	27.90		27.90	744.60
H21	24.51		24.51	769.11
H22	8.72		8.72	777.83
H23	13.36		13.36	791.19
H24	16.34		16.34	807.53
H25	21.20		21.20	828.73
H26	30.78		30.78	859.51
H27	38.71		38.71	898.22
H28	16.89		16.89	915.11
H29	8.33		8.33	923.44
H30	43.00		43.00	966.44
R1	36.43		36.43	1,002.87
R2	19.39		19.39	1,022.26
R3	10.17		10.17	1,032.43
R4	13.36		13.36	1,045.79
R5	18.35		18.35	1,064.14
計	999.14	65.00	1,064.14	—

2.3.2 人口

表-3 に示すとおり、公共下水道整備の拡大に伴い、公共下水道を使用できる人口は平成 11 年度の 7,640 人から令和 5 年度には 35,560 人と、27,920 人増加しています。

一方で、公共下水道を実際に使用している人口は平成 12 年度の 1,780 人から令和 5 年度には 25,636 人となっており、下水道を使用できる人口と実際に使用している人口とでは 9,924 人の差があります。

表-3 行政人口及び公共下水道を使用できる人口等の推移（実績と予測）

年度	年度末住民 基本台帳人口A	公共下水道を使用できる人口等			公共下水道を実際に使用している人口等		
		年度末供用開始人口B (同年度整備分含む)	対前年度 増加率(%)	普及率C =B/A	年度末 水洗化人口D	対前年度 増加率(%)	水洗化率E =D/B
H11	65,700	7,640	—	11.63%	—	—	—
H12	65,897	10,260	34.3%	15.57%	1,780	—	17.35%
H13	66,437	12,550	22.3%	18.89%	3,665	105.9%	29.20%
H14	66,813	15,410	22.8%	23.06%	5,417	47.8%	35.15%
H15	66,953	17,720	15.0%	26.47%	6,932	28.0%	39.12%
H16	67,263	19,000	7.2%	28.25%	8,271	19.3%	43.53%
H17	67,331	20,680	8.8%	30.71%	10,442	26.2%	50.49%
H18	67,529	23,150	11.9%	34.28%	11,798	13.0%	50.96%
H19	67,780	24,290	4.9%	35.84%	13,036	10.5%	53.67%
H20	67,906	25,090	3.3%	36.95%	14,217	9.1%	56.66%
H21	67,934	25,770	2.7%	37.93%	15,295	7.6%	59.35%
H22	67,850	26,220	1.7%	38.64%	16,090	5.2%	61.37%
H23	67,708	26,680	1.8%	39.40%	17,198	6.9%	64.46%
H24	67,545	27,300	2.3%	40.42%	18,109	5.3%	66.33%
H25	67,612	27,663	1.3%	40.91%	18,787	3.7%	67.91%
H26	68,588	29,254	5.8%	42.65%	19,516	3.9%	66.71%
H27	68,393	30,195	3.2%	44.15%	20,245	3.7%	67.05%
H28	68,328	30,793	2.0%	45.07%	20,986	3.7%	68.15%
H29	67,929	31,064	0.9%	45.73%	21,558	2.7%	69.40%
H30	67,700	32,220	3.7%	47.59%	22,282	3.4%	69.16%
R1	67,484	33,497	4.0%	49.64%	23,099	3.7%	68.96%
R2	67,241	34,221	2.2%	50.89%	23,545	1.9%	68.80%
R3	66,920	34,441	0.6%	51.47%	24,308	3.2%	70.58%
R4	66,729	34,949	1.5%	52.37%	25,069	3.1%	71.73%
R5	66,412	35,560	1.7%	53.54%	25,636	2.3%	72.09%
R6	66,402	36,578	2.9%	55.09%	26,519	3.4%	72.50%
R7	66,169	37,504	2.5%	56.68%	27,378	3.2%	73.00%
R8	65,935	38,270	2.0%	58.04%	28,128	2.7%	73.50%
R9	65,701	38,754	1.3%	58.99%	28,678	2.0%	74.00%
R10	65,331	39,063	0.8%	59.79%	29,102	1.5%	74.50%
R11	64,826	39,288	0.6%	60.61%	29,466	1.3%	75.00%
R12	64,320	39,539	0.6%	61.47%	29,852	1.3%	75.50%
R13	63,814	39,848	0.8%	62.44%	30,284	1.4%	76.00%
R14	63,308	40,152	0.8%	63.42%	30,716	1.4%	76.50%
R15	62,802	40,451	0.7%	64.41%	31,147	1.4%	77.00%
R16	62,297	40,746	0.7%	65.41%	31,578	1.4%	77.50%

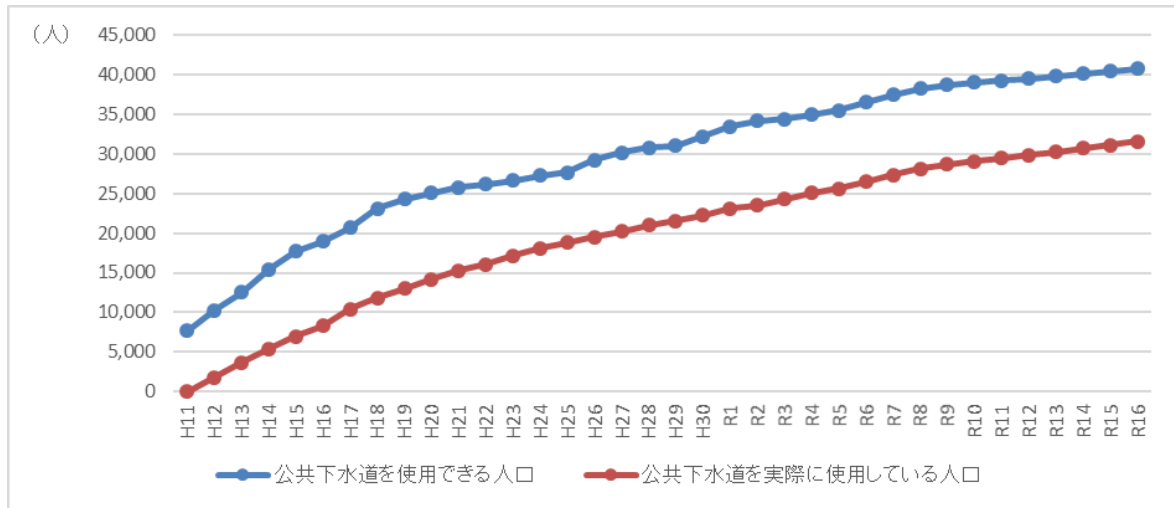


図-2 公共下水道を使用できる人口と実際に使用している人口の推移

羽島市では図-3 に示すとおり将来の行政人口を推計しています。

将来の行政人口は減少傾向にあるものと推計しています。

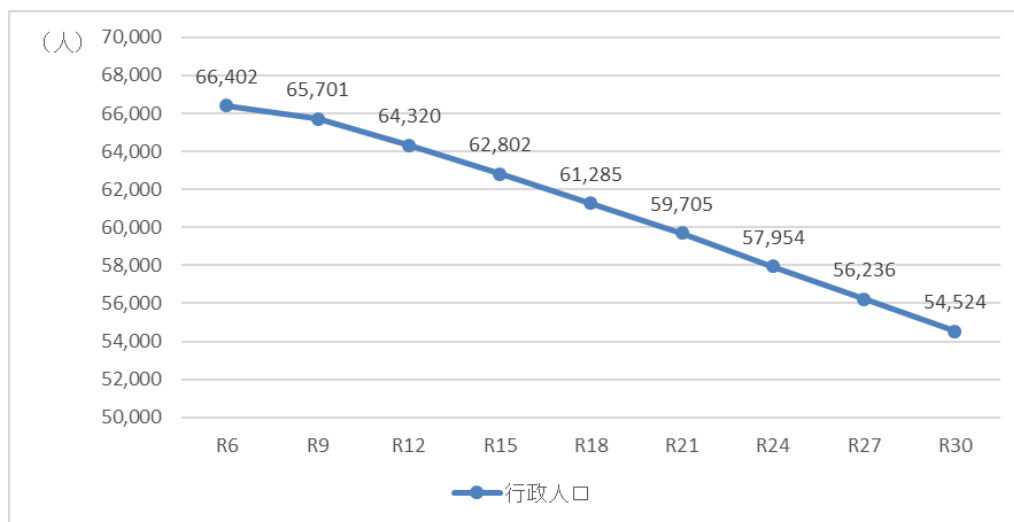


図-3 行政人口 (シミュレーション)

一方、公共下水道を使用できる人口は、整備面積の拡大により、将来増加傾向にあるものと推計しています。

表-4 公共下水道を使用できる人口

区分	実績	推計	経営戦略計画期間				
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
公共下水道を使用できる人口	35,560	36,578	37,504	38,270	38,754	39,063	39,288

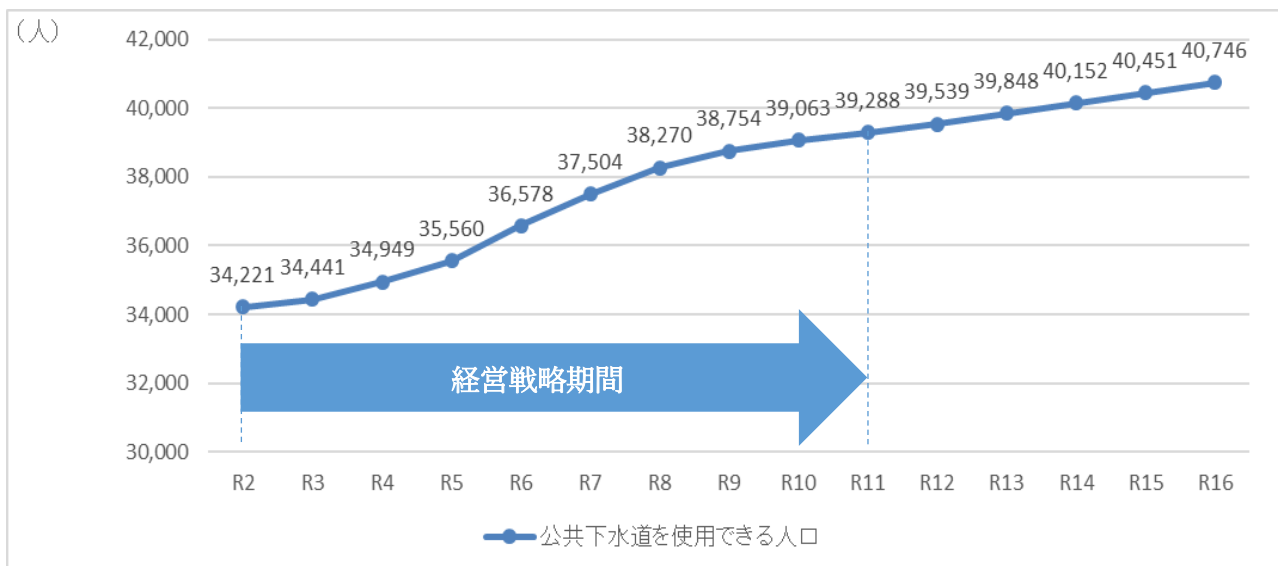


図-4 公共下水道を使用できる人口 (シミュレーション)

2.3.3 有収水量と使用料収入

下水道整備を進めることにより、使用料の対象となる有収水量^{※7}の推移は、図-5 のとおり増加していきます。

また、使用料収入を推計すると、令和5年1月の使用料改定により、図-6 のとおり令和5年度から大幅に増加しております。

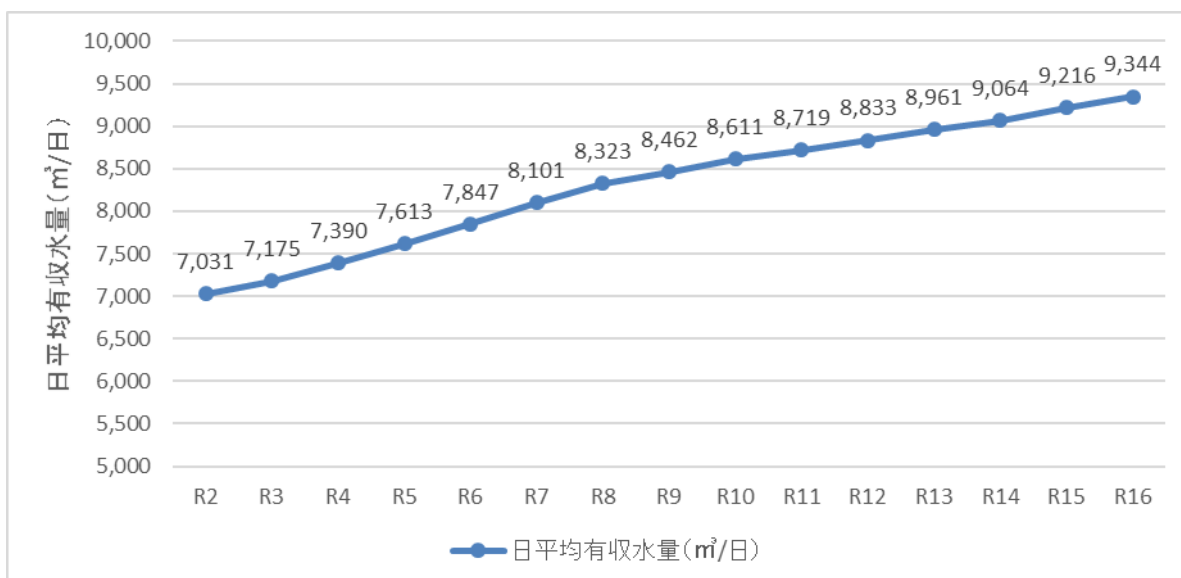


図-5 有収水量の推移 (シミュレーション)

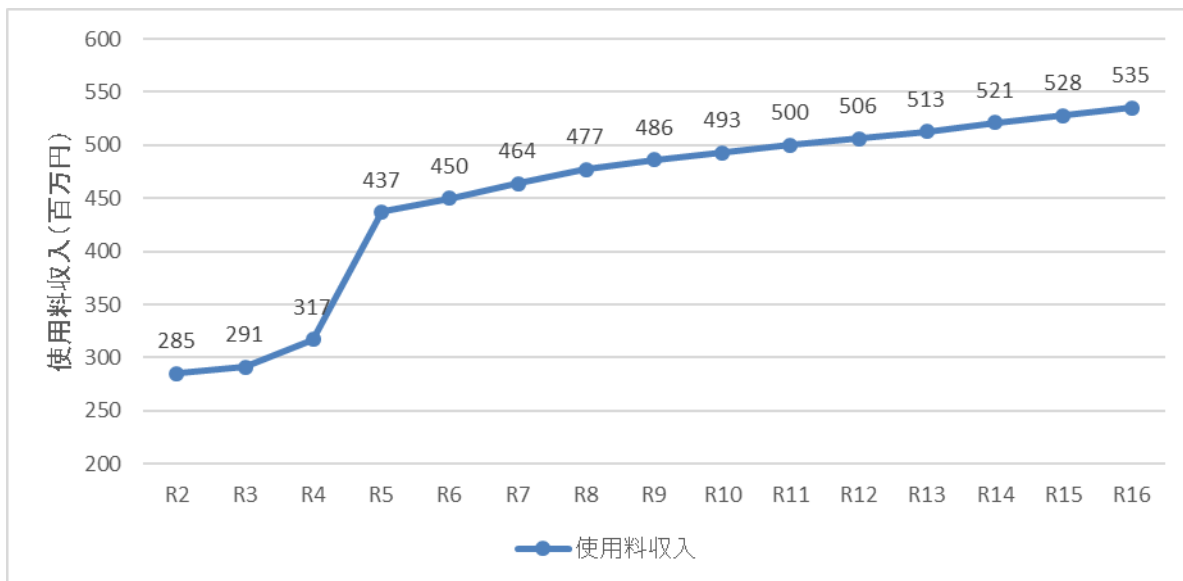


図-6 使用料収入の推移 (シミュレーション)

有収水量及び使用料収入は、増加していきますが、使用料は維持管理費の財源として下水道経営の大きな基盤であることから、今後も収入の確保を図る必要があります。

2.3.4 施設の老朽化

表-5 ポンプ場、終末処理場の供用開始年度

区分	施設名称	供用開始年度
汚水ポンプ場	マンホールポンプ ^{※8} 場	平成 13 年度
終末処理場	羽島市浄化センター	平成 12 年度

当市においては、平成 2 年度より事業認可を受け、下水道の整備を進めており、今後、老朽化した管路施設の増加が見込まれるため、将来的に点検・調査を行い、管路施設の改築及び適正な維持管理計画の策定が必要となります。

羽島市浄化センターは、市内唯一の終末処理場であり、平成 12 年 4 月に供用開始しました。下水排除方式は分流式^{※9}であり、現在の水処理方法は「標準活性汚泥法^{※10}」、汚泥処理方法^{※11}は「造粒調質＋ベルトプレス脱水^{※12}」が採用されています。平成 12 年度の供用開始から 20 年以上が経過しており、設備の効率的な再構築の実施が求められます。

また、マンホールポンプ場が 24 箇所あり、一番古いもので羽島市浄化センターと同様の経過年数となっている状況です。

表-6 マンホールポンプ場一覧

NO.	施設名	供用開始年度
1	下中町城屋敷第1マンホールポンプ場	平成13年度
2	福寿町浅平第1マンホールポンプ場	平成13年度
3	竹鼻町丸の内第1マンホールポンプ場	平成13年度
4	下中町石田マンホールポンプ場	平成13年度
5	竹鼻町下鍋マンホールポンプ場	平成13年度
6	竹鼻町福江第1マンホールポンプ場	平成13年度
7	竹鼻町福江第2マンホールポンプ場	平成15年度
8	福寿町間島マンホールポンプ場	平成16年度
9	上中町午北マンホールポンプ場	平成17年度
10	下中町城屋敷第2マンホールポンプ場	平成17年度
11	福寿町間島第2マンホールポンプ場	平成17年度
12	江吉良町西神宮マンホールポンプ場	平成18年度
13	竹鼻町狐穴川口第1マンホールポンプ場	平成19年度
14	舟橋町マンホールポンプ場	平成21年度
15	飯柄第1マンホールポンプ場	平成22年度
16	福寿町本郷マンホールポンプ場	平成24年度
17	支援学校マンホールポンプ場	平成26年度
18	江北マンホールポンプ場	平成26年度
19	正木町曲利マンホールポンプ場	平成29年度
20	正木町曲利第2マンホールポンプ場	平成29年度
21	正木町不破一色マンホールポンプ場	平成30年度
22	正木町須賀マンホールポンプ場	平成31年度
23	正木町須賀第2マンホールポンプ場	令和4年度
24	小熊町島マンホールポンプ場	令和6年度

これらを踏まえ、平成27年11月に策定された「下水道事業のストックマネジメント^{※13}実施に関するガイドライン」に基づき、令和元年度にストックマネジメント計画を策定しました。その後、第2期ストックマネジメント計画策定に向け、令和5年度にストックマネジメント基本計画の見直しを行いました。令和7年度に計画策定予定です。

ストックマネジメント基本計画によって、羽島市が管理する管渠施設、処理施設、ポンプ施設を対象に、長期的視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進捗状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行った上で、施設の点検・調査計画を策定し、施設全体を対象とした施設管理を最適化します。

2.3.5 経営指標

下水道事業経営の現状を把握するために、下記の経営指標を用いて評価を行います。

下水道事業の経営指標

- ア) 整備率 $\text{整備面積} \div \text{全体計画面積} \times 100$
 全体計画区域のうち、公共下水道を使えるようになった区域の割合を示します。
- イ) 水洗化率 $\text{公共下水道を実際に使用している人口} \div \text{公共下水道を使用できる人口} \times 100$
 整備区域内人口のうち、公共下水道を使用している人口の割合を示します。
- ウ) 経費回収率^{※14} $\text{下水道使用料収入} \div \text{汚水処理に要する費用} \times 100$
 本来、汚水処理に要する費用は、すべて下水道使用料で賄うのが基本とされており、それがどのくらい賄われているかを示します。
- エ) 起債残高 建設改良に伴い行った起債^{※15}の金額から元金償還額を差し引いた金額を示します。

過去3年分の下水道事業の経営指標の実績を表-7に示します。

表-7 下水道事業の経営指標実績

経営指標			羽島市			県内平均	全国平均
			R3年度	R4年度	R5年度	R4年度	R4年度
ア	整備率	%	68.7	69.6	70.8	—	—
イ	水洗化率	%	70.6	71.7	72.1	86.4	94.9
ウ	経費回収率	%	78.7	85.0	100.0	—	94.2
エ	起債残高	百万円	11,915	11,836	12,145	—	—

上の実績を踏まえ、現状の経営指標の評価を表-8に示します。

表-8 現状の経営指標の評価

経営指標	評 価
整備率	<p>事業開始の遅れから、低い整備率となっています。国のマニュアル（10年概成計画）に沿った羽島市污水处理施設整備構想に基づき、令和7年度までの集中的な整備により、整備率を向上する必要があります。</p>
水洗化率	<p>全国平均、県内平均と比べて低いです。水洗化率は、下水道事業の独立採算制を支える重要な要素ですが、通常これは供用開始後の経過年数に伴い上昇することとなります。水洗化率を100%に近づけることは、整備済の施設をフルに活用することであり、投下資本の早期回収及び企業経営の健全化という観点から、早期に100%に近づける企業努力が必要です。</p>
経費回収率	<p>当該指標は、使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す100%以上であることが必要であります。数値が100%を下回っている場合、污水处理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な使用料水準の確保及び污水处理費を削減する必要があります。</p> <p>当市では、令和5年1月の使用料改定に伴い、令和5年度では100%となっているため、今後も100%以上を維持していく必要があります。</p>
起債残高	<p>起債と償還のバランスを図り、起債残高は、平成18年度をピークに減少しておりましたが、近年令和7年度の概成に向けた集中的な整備に伴い、起債の借入が増加し、令和5年度では起債残高が増加に転じております。将来世代に過大な負担とならないよう、過剰な借入は行わないようにする必要があります。</p>

3 経営の課題

下水道事業の現状等を踏まえ、経営の課題を抽出します。

3.1 経営基盤の課題

① 低い水洗化率

令和4年度末の当市の水洗化率は以下のとおり71.7%となっており、県内平均の86.4%を下回っています。

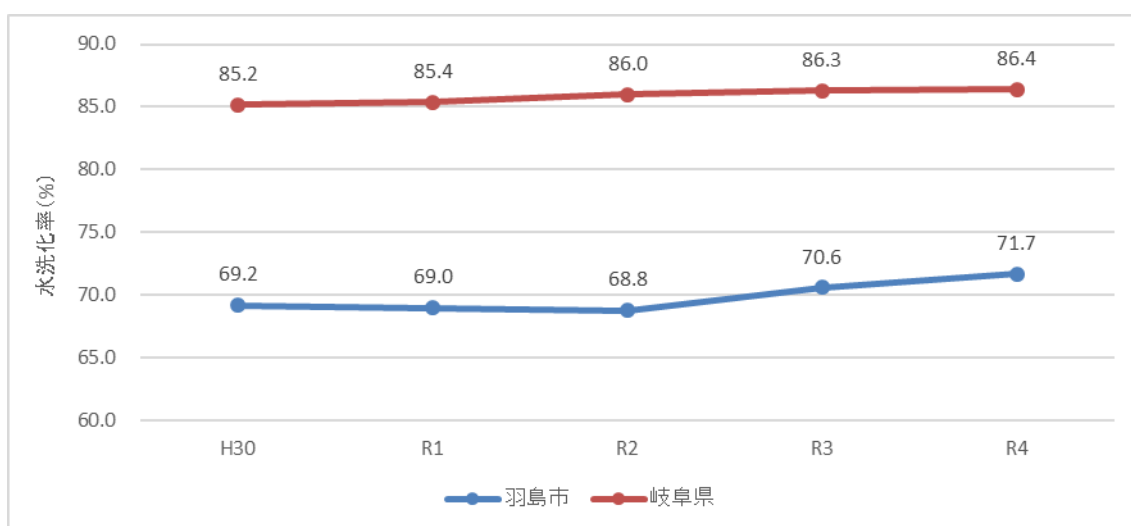


図-7 水洗化率の推移

下水道の処理区域内の水洗化は公衆衛生の向上と地域環境保全にも大きく貢献するものですが、経済的な理由や建物の老朽化、世帯の高齢化等の事情により下水道に接続せずそのまま放置されている事例があります。負担公平性の確保のためにも、処理区域内の未接続家屋へ啓発し、水洗化促進を図る必要があります。

② 一般会計繰入金に依存した経営及び使用料割合

当市の経常収益に占める一般会計繰入金^{*16}の割合は令和5年度決算で50%、使用料収入の割合は30%となっており、全国平均の一般会計繰入金の割合29%、使用料収入の割合37%（令和4年度）に比べて、繰入金の割合が高く、使用料の割合が低くなっています。公営企業の独立採算制の考え方からも、一般会計繰入金に依存した経営は改善する必要があり、経費削減に努め、水洗化率を向上させ使用料収入の割合を高めていく必要があります。

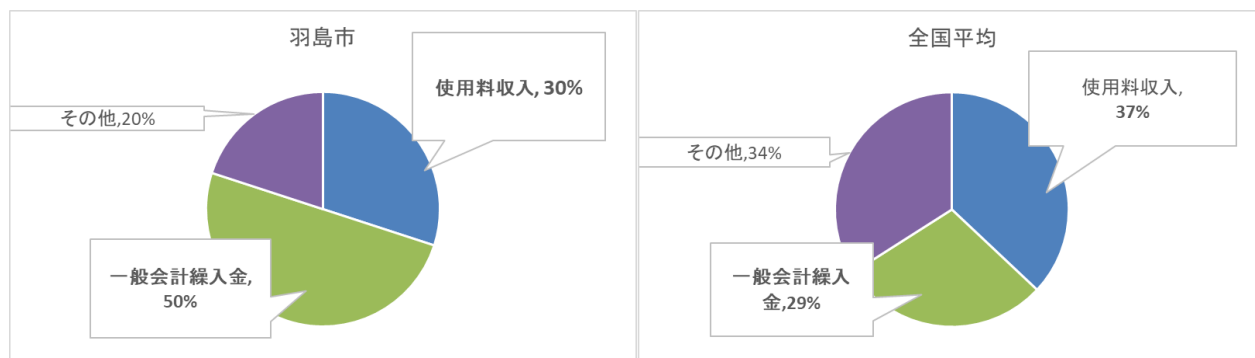


図-8 繰入金及び使用料の状況

また、当市の改定後の使用料は、全国平均（令和4年度）と比較して7.2円高く、今後は使用料収入の割合を高め、一般会計繰入金の割合を低くしていく必要があります。

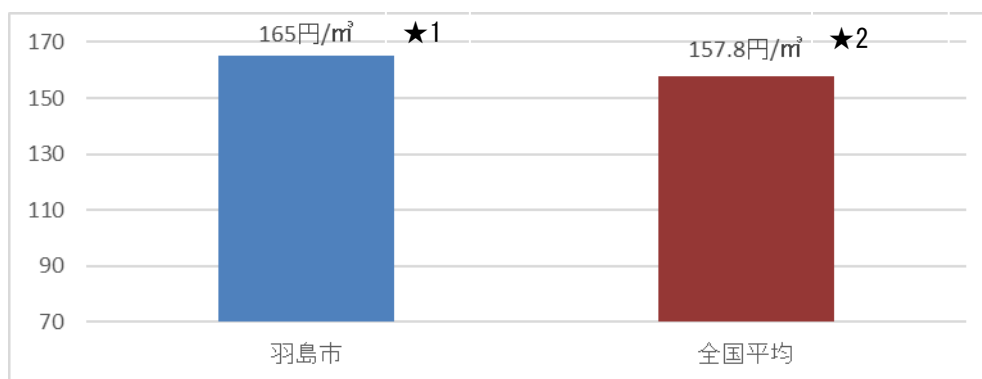


図-9 使用料単価の比較

★1 羽島市の家庭用使用料（月に20 m³使用した場合）3,300円 ÷ 20 m³

★2 全国平均の家庭用使用料（月に20 m³使用した場合）3,156円 ÷ 20 m³

③ 経費回収率100%の維持

本来、汚水処理に要する費用は、すべて下水道使用料で賄うのが基本とされており、経費回収率は100%を確保することが望ましいといえます。令和5年1月の使用料改定により、令和5年度決算では経費回収率が100%となりました。今後も水洗化率の向上や経費削減などに努め、経費回収率100%以上を維持していく必要があります。

④ 人材育成上の課題

地方分権が進展する中、市民の行政（市役所・職員）に対する要望や期待は質・量ともに高まってきています。しかし、現状では企業会計に精通した職員が不足しており、企業会計に関する知識の

承継が困難となっています。

3.2 投資の課題

⑤ 企業債の償還負担

令和6年度～令和8年度は面整備事業の拡大等により多くの企業債を発行します。それ以降も毎年建設改良費のための企業債を約7～8億借入れを予定しております。元金償還が5年据え置きであるため、償還金は減少していきますが、企業債残高は増加する予定です。今後の元金償還のために資本費平準化債を活用し、財源の確保に努めますが、将来の過大な負担にならないように過剰な借入は避ける必要があります。

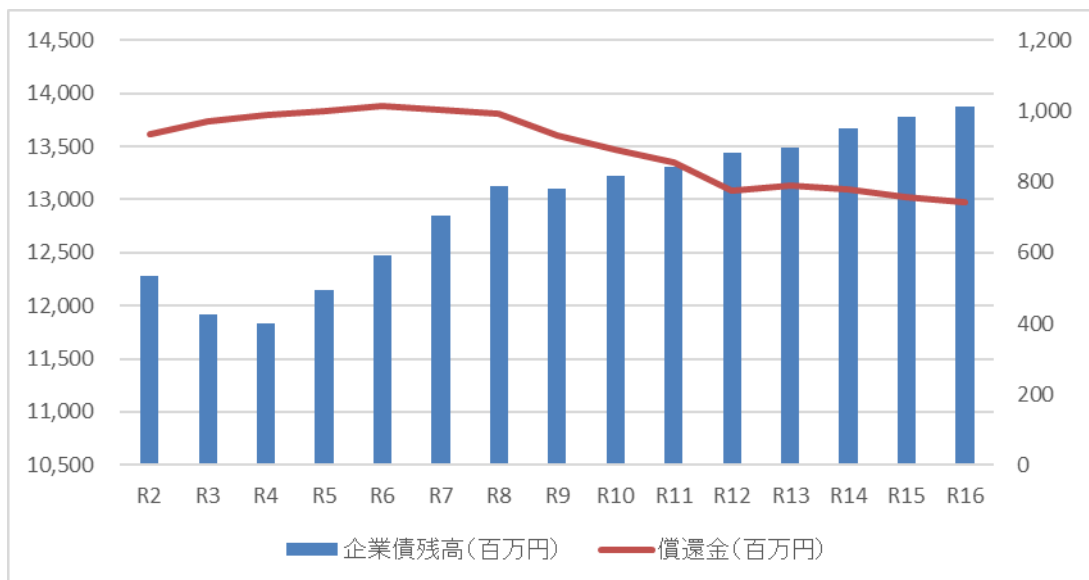


図-10 企業債残高と企業債償還金の推移

⑥ 未普及解消

当市の汚水処理施設整備構想では、令和7年度までに汚水処理人口普及率90%（下水道人口普及率^{※17}だけで77%）を目指して整備をおこなっていますが、それ以降も継続的に面整備を行う必要があり、今後の管渠布設工事（新設）の事業費は158億円を見込んでいます。

⑦ 施設の老朽化

羽島市浄化センターは、今後、老朽化が進むことが予想されるため、更新・維持管理費の増大が見込まれます。

3.3 危機管理体制の課題

⑧ 危機管理体制の強化

当市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく地震防災対策地域にも指定されており、自然災害や不測の事故等による被害に対して速やかに復旧できる体制や関連する内部統制^{※18}の整備が必要です。

4 課題に対する取組

4.1 経営の基本方針

下水道は、生活環境の改善、公共用水域の水質保全、衛生的な環境を維持するための重要な生活基盤であることから、これらのサービスを継続的かつ安定的に提供することが求められます。このため、「生活環境の改善及び水質保全の役割を担う下水道サービスを持続的かつ安定的に提供するための経営基盤を強化する」を基本方針とします。

4.2 課題に対する取組（概要）

下水道事業経営の課題と基本方針を踏まえ、表-9 の取組を実施することにより、経営基盤の強化に努めます。

表-9 課題に対する取組項目

課題	取組区分	取組項目		
① 低い水洗化率 ② 一般会計繰入金依存及び使用料割合 ③ 経費回収率 100%の維持 ④ 人材育成上の課題	経営基盤の強化	1	早期水洗化の促進	
		2	受益者負担の適正化	
		3	収納率の向上	
		4	不明水対策	
		5	資産の有効活用	
		6	資金管理	
		7	民間資金・ノウハウの活用	
		8	効率的な組織整備	
		9	定員管理の推進	
		10	人材育成	
		11	その他経営基盤強化の取組	
⑤ 企業債の償還負担 ⑥ 未普及解消 ⑦ 施設の老朽化	投資の合理化	12	計画な投資と長寿命化	
⑧ 危機管理体制の強化		危機管理体制の強化	13	広域化・共同化
			14	新技術の活用
		15	危機管理等の体制整備	

4.3 課題に対する取組項目（経営基盤の強化）

1. 早期水洗化の促進

下水道の処理区域内の水洗化は、公衆衛生の向上と地域の環境保全にも大きく貢献するものですが、経済的な理由や建物の老朽化、世帯の高齢化等の事情により、下水道に接続せずそのまま放置されている事例があります。負担の公平性の確保のためにも、処理区域内の未接続家屋へ啓発し、水洗化の促進を図る必要があります。

本市では、令和6年度より、岐阜県の「岐阜県汚水処理事業広域化・共同化計画」に基づき実施されている「清流の国ぎふ下水道接続促進キャンペーン」に参加しており、未水洗家屋へ戸別訪問や実態把握調査などの手段により、処理区域内での早期水洗化の促進に努めます。

2. 受益者負担の適正化

汚水処理経費（使用料対象経費）は下水道使用料で賄うことがあるべき姿であり、使用者に使用量に応じた負担していただくという観点から、令和5年1月に使用料改定をおこないましたが、今後も使用料対象経費の削減や収納率向上に努める一方で、安定的な下水道事業の運営を図るため、経済情勢の推移や市民生活への影響に配慮しながら、適正かつ公平な負担となるように、5年ごとに使用料改定の必要性を検討し、適正水準の確保に努めます。

3. 収納率の向上

下水道使用者間の負担の公平性を図るとともに、下水道事業に要する経費の財源を確保するため、下水道使用料等の収納率の向上に取り組みます。催告書の送付、電話催告等の滞納整理事務を行い、滞納金額の減少に努めます。引き続き、当市の収納部局との連携を図り、収納率の向上に努めます。

表-10 下水道使用料及び受益者負担金の収納状況

		R3	R4	R5
下水道使用料	調定額	320,351,390円	349,202,485円	480,440,765円
	収納額	279,313,510円	297,625,240円	417,781,288円
	収納率	87.19%	85.23%	86.96%
受益者負担金 ^{※19}	調定額	71,889,400円	67,765,700円	55,125,000円
	収納額	70,094,100円	65,960,000円	53,582,900円
	収納率	97.50%	97.34%	97.20%

4. 不明水対策

下水道の管渠等からの不明水^{※20}は、下水の処理経費がかさむ原因の一つとなります。

当市は、比較的管渠が新しいため、有収率は良い状況ですが、施設の老朽化に伴い不明水の増加が予想されます。目視調査、流量計によるエリア調査・老朽管対策としての管更生及び管渠の改築といっ

た手法により、費用対効果等を総合的に検証し、効果的な不明水対策を検討します。

5. 資産の有効活用

汚泥の有効活用（汚泥肥料等）や再生水の利用拡大、下水熱の利用等について、費用対効果なども考慮し検討します。その他、新技術の動向にも注視し、下水道資産の有効活用の可能性を研究します。

また、浄化センターの未利用地を活用した太陽光発電など、新たな収入の確保を検討します。

6. 資金管理

今後、未普及解消と施設の老朽化対策に取り組む必要がある状況を考慮すれば、施設の更新等に伴う新たな企業債の発行は不可欠なことです。将来を担う世代に過大な負担とならないよう、企業債残高の抑制を図ることが重要となります。そのため、計画的に起債を行い、企業債残高の削減に努めます。

また、国庫補助金、企業債、一般会計からの繰入金等の資金を遅滞なく確実に調達し、資金不足が発生することのないように計画的な資金管理に努めます。

自主財源の確保のため、検針票裏面広告掲載による広告料など、新たな収入の確保も検討します。

7. 民間資金・ノウハウの活用

下水道事業では、これまでも運転管理業務、汚泥処分業務、下水道使用料検針業務等の委託を進め業務の効率化を図ってきました。

今後も、「民間でできることは民間で」という考え方の下に処理場の運転管理委託の拡大や、管路施設の調査・改築・維持管理、また過年度に検討した包括民間委託^{*21}内容の拡大など最適な手法を検討します。

なお、検討に際しては、緊急時や災害時の体制、また、維持管理や運転管理の技術承継とのバランスにも留意します。

8. 効率的な組織整備

令和2年4月1日から下水道事業を地方公営企業法全部適用したことに伴い、水道事業と組織の見直しを行い、下水道事業と水道事業の担当課を統一し、業務等の効率化を図ってまいりました。

これまでは、埋設管の問い合わせの対応や、料金徴収事務に関して、それぞれの課の窓口で対応していましたが、窓口の一元化により一連の業務を一体的かつ合理的に処理できる体制を整えました。今後も水道事業と一体的に行うことが可能な業務等を検討し、さらなるサービスの向上に努めていきます。

さらに、災害や事故などの緊急時においても、両事業間の連携がより強化されるとともに、初動要員の確保や情報提供が迅速に行えるようになるなど、危機管理体制の強化も見込まれます。

9. 定員管理の推進

安定的な経営の維持を図るため、「羽島市定員管理適正化計画」に基づき、組織整備、民間委託やAIを活用した問い合わせへの自動応答サービス等により定員削減を図るなど、職員定数の適正化に取り組んでいきます。

全庁的な取組の中で引き続き効率的な人員配置に努め、定員適正化を推進し、効率的な業務体制の構築に努めます。

10. 人材育成

地方分権が進展する中、市民の行政に対する要望や期待は質・量ともに高まってきています。「スリムな行政」を目指しながら、複雑多様化かつ高度化する行政需要に的確に応えていくためには、職員一人ひとりの能力を伸ばしていくことが不可欠です。将来の下水道事業を担う人材を育成するため、当市の人材育成基本方針及び研修計画に基づき、職員研修を実施し、職員一人ひとりの能力の向上や意識改革に取り組みます。職場外研修にも積極的に参加し、OJT^{※22}の実施により組織を活性化していきます。

また、熟練職員の異動等により経営力の低下が心配されるため、経営力のある職員の強化に努めます。

11. その他経営基盤強化の取組

①情報公開・情報通信技術の活用

下水道事業の業務予定量や財務状況等については、市ホームページ、広報はしま等で情報公開し、経営の透明性の確保を図ります。より分かりやすい情報を提供するための指標等を検討します。

現在保有しているシステム（財務会計システム、下水道管路台帳システム、施設管理システム）については、統合化、クラウド^{※23}化等により、独自サーバーの管理や調達に要する経費の削減を図るとともに、財務会計や管路情報等のデータを遠隔保管し、災害時における業務継続や情報の保全を図ります。

マンホールポンプ通報装置は、電話回線によるものですが、クラウドシステムを導入することなど、遠隔での監視やデータ管理の効率化を検討します。

下水道の管路情報を市ホームページに公開するなど、市民サービスの向上を検討します。

②受益者負担金の報奨金制度の見直し

受益者負担金の一括納付及び納期前納付による報奨金の交付について、制度のあり方を検討します。

4.4 課題に対する取組項目（投資の合理化）

12. 計画的な投資と長寿命化

平成 9 年度から平成 19 年度にかけて集中して下水道整備を行った結果、今後、施設の改築更新時期（耐用年数経過時）を迎え、多額の費用が見込まれます。このため、ストックマネジメント計画に基づき、老朽化した管渠や処理場等の改築を計画的、効率的に進めていきます。

また、施設の更新に当たっては、過剰投資、重複投資とならないよう内容の精査を行うなど、投資の合理化に取り組みます。

13. 広域化・共同化

岐阜県汚水処理事業広域化・共同化計画に基づき、汚水処理の運営に係る広域化・共同化に取り組み

ます。

14. 新技術の活用

処理場やポンプ場の機器更新時に省エネルギータイプの機器の導入を行い、消費電力の削減に努めます。また、水処理方法や機械設備、情報通信技術、調査、施工など下水道事業における新技術の導入の可能性について研究します。

4.5 課題に対する取組項目（危機管理体制の強化）

15. 危機管理等の体制整備

下水道事業は、公共用水域の良質な水質の保全や生命・財産を守る浸水対策など、市民の日常生活に欠くことができない重要なサービスを提供していることから、防災・減災等の対策に取り組みます。

①危機管理等の体制整備

自然災害や事故等の不測の事態により下水道施設が被害を受けた場合でも、短期間で復旧できるようにするために、「羽島市下水道事業業務継続計画」（BCP^{※24}）を見直しながら有効に運用します。さらには、災害時などに迅速に対応できるよう高い危機管理能力を備えた職員の養成にも努めます。

なお、大規模地震等により、被災した自治体単独では対応できない下水道被害が発生した場合に備えて、「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」及び「岐阜県における下水道等災害時の支援に関するルール」に基づき、岐阜県を窓口とした支援要請体制となっています。さらに、平成29年7月に日本下水道事業団と「災害支援協定」を締結しており、全国7つの総合事務所を拠点とした災害時の緊急支援を速やかに受けられる体制が整っています。また、平成30年8月には、日本下水道管路管理業協会と「災害時における復旧支援協力に関する協定」を締結しています。今後も支援体制の強化を進めていきます。

②施設の耐震化

下水道施設は、電気、ガス、水道とともに重要なライフラインの一つであり、震災により施設機能が停止した場合、下水道管の損壊による道路陥没、交通渋滞、排水不能により汚水が地表面に溢れるなど、市民生活に甚大な影響を及ぼします。

このため、羽島市下水道総合地震対策計画に基づき、施設の耐震化に引き続き取り組みます。

③公共用水域の水質保全（水質事故防止対策）

下水処理場から排出される放流水には、下水道法・水質汚濁防止法などにより排水基準が設けられています。処理場の放流水等の水質検査を定期的実施し、下水処理の運転が適正に行われ、排水基準が遵守されているかの確認を引き続き行います。

また、特定事業場^{※25}、除害施設^{※26}の設置事業場については、届出時に排水処理施設等の審査を行うとともに、立入検査等の監視・指導を実施し、排水が排除基準に適合しているかをチェックできる体制を整えていきます。今後も公共用水域の水質保全のため、検査体制の充実を図ります。

5 財政収支の見通し

財政収支の見通しについては、22～23 ページの「投資・財政計画（収支計画）」に示しています。
なお、料金収入等の考え方は、以下のとおりです。

5.1 料金収入

令和7年度以降も面整備事業を進め、供用開始区域が拡大される予定であり、使用料についても緩やかに増加していくと見込んでいます。直近の実質的な使用料単価（157 円/m³）に有収水量（予測）を乗じて算出しました。

5.2 建設改良費

面整備事業については、令和7年度から令和11年度までに117.4ha、その後令和16年度までに97.5haの整備を見込んでいます。

羽島市浄化センターは、下水道整備面積拡大による汚水量増加に伴う水処理施設の増設工事を実施します。また、老朽化した施設について、ストックマネジメント計画に基づく改築更新事業や、総合地震対策計画等に基づきく施設の耐震化事業も進めています。

表-11 今後の経営戦略策定期間における整備計画

整備計画	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
面整備 (ha)	34.4	28.7	19.9	17.2	17.2	17.5	20.0	20.0	20.0	20.0
管渠 (千円)	1,608,833	1,119,979	1,004,387	876,890	953,309	960,760	1,069,581	1,059,581	1,074,581	1,124,581
処理場 (千円)	254,100	694,055	229,920	575,130	473,560	599,000	249,400	576,500	403,000	427,000

5.3 その他

ストックマネジメント計画、総合地震対策計画に基づく、施設の改築及び耐震化に伴う費用を見込みました。

また、早期水洗化の促進以外の取組項目についても検討し、建設改良費、維持管理費等の支出削減に努めます。

投資・財政計画(収益的収支)^{※27)}

区分	年度	(単位:千円、%)										
		令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算)	令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度 (見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
収益的	1. 営業収益	285,387	291,999	318,399	437,132	449,956	464,521	477,238	486,564	493,754	499,925	
	(1) 料収	285,114	291,229	317,459	436,780	449,656	464,221	476,938	486,264	493,454	499,625	
	(2) その他	273	770	940	352	300	300	300	300	300	300	
収益的	2. 営業外収益	1,526,789	1,195,860	1,039,844	996,961	1,038,075	1,009,554	1,039,425	1,067,184	1,086,661	1,122,833	
	(1) 補助金	932,028	889,981	762,882	717,075	739,763	705,102	720,608	732,892	739,252	756,185	
	(2) その他	925,678	887,233	762,882	715,253	730,034	703,102	718,608	732,892	739,252	756,185	
収益的	3. 前期受入金の繰上	6,350	2,748		1,822	9,729	2,000	2,000				
	(1) 繰上	588,044	305,584	276,706	279,087	297,949	303,752	318,117	333,592	346,709	365,948	
	(2) その他	6,717	295	256	799	363	700	700	700	700	700	
収益的	4. 営業費用	1,812,176	1,487,859	1,358,243	1,434,093	1,488,031	1,474,075	1,516,863	1,553,748	1,580,415	1,622,758	
	(1) 給与	1,178,601	1,202,810	1,128,202	1,122,052	1,261,706	1,295,796	1,372,807	1,400,377	1,441,374		
	(2) その他	55,180	54,052	48,910	56,881	68,154	68,154	68,154	68,154	68,154	68,154	
収益的	5. 退職給付費用	27,129	25,456	23,777	28,566	31,203	31,203	31,203	31,203	31,203	31,203	
	(1) 退職給付費用	28,051	28,596	25,133	28,315	36,951	36,951	36,951	36,951	36,951	36,951	
	(2) その他	263,114	274,100	294,459	276,332	359,690	370,034	372,969	377,784	378,269	379,290	
収益的	6. 動力費	34,124	38,213	63,826	47,783	70,419	70,772	71,834	72,911	74,005	75,115	
	(1) 燃料費	20,420	24,282	13,359	12,645	25,416	25,140	23,854	23,250	22,392	23,808	
	(2) その他	779	1,320	770	1,520	1,822	2,273	2,307	2,342	2,377	2,412	
収益的	7. 減価償却費用	207,791	210,285	216,504	214,384	282,033	271,849	275,174	279,282	279,495	277,954	
	(1) 減価償却費用	860,307	874,658	784,833	788,839	833,862	857,608	894,998	926,869	953,954	993,930	
	(2) その他	248,871	229,627	183,307	166,525	159,852	175,279	177,542	179,941	179,038	180,384	
収益的	8. 営業外費用	222,837	201,739	181,111	165,167	154,714	152,279	157,542	159,941	159,038	160,384	
	(1) 支払利息	26,034	27,888	2,196	1,358	5,138	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	
	(2) その他	1,427,472	1,432,437	1,311,509	1,288,577	1,421,558	1,471,075	1,513,863	1,552,748	1,579,415	1,621,758	
収益的	9. 営業損益	384,704	55,422	46,734	145,516	66,473	3,000	3,000	1,000	1,000	1,000	
	(1) 営業損益	11,001										
	(2) 繰越利益剰余金	△11,001										
収益的	10. 繰越利益剰余金	373,703	55,422	46,734	145,516	66,473	3,000	3,000	1,000	1,000	1,000	
	(1) 繰越利益剰余金	657,938	496,271	707,133	1,286,158	1,352,863	1,304,735	1,324,367	1,355,816	1,317,239	1,237,429	
	(2) その他	48,761	40,923	101,750	133,916	138,522	138,522	138,522	138,522	138,522	138,522	
収益的	11. うち未収金	1,417,032	1,287,938	1,375,563	1,766,144	1,755,122	1,743,348	1,684,109	1,644,426	1,605,204	1,529,145	
	(1) 未収金	970,601	989,635	999,619	1,013,462	1,002,439	990,665	931,426	891,743	852,521	776,462	
	(2) その他	440,053	291,914	369,369	746,084	746,084	746,084	746,084	746,084	746,084	746,084	
収益的	12. 繰越利益剰余金比率	(A)/(B) × 100										
	(1) 繰越利益剰余金比率											
	(2) その他											
収益的	13. 地方財政法施行令第15条第1項により算定した金額	285,387	291,999	318,399	437,132	449,956	464,521	477,238	486,564	493,754	499,925	
	(1) 地方財政法施行令第15条第1項により算定した金額											
	(2) その他											
収益的	14. 健全化法施行令第16条により算定した金額											
	(1) 健全化法施行令第16条により算定した金額											
	(2) その他											
収益的	15. 健全化法施行令第6条に規定する額											
	(1) 健全化法施行令第6条に規定する額											
	(2) その他											
収益的	16. 健全化法施行令第17条により算定した金額		285,387	291,999	318,399	437,132	449,956	464,521	477,238	486,564	493,754	
	(1) 健全化法施行令第17条により算定した金額											
	(2) その他											
収益的	17. 健全化法第22条により算定した金額											
	(1) 健全化法第22条により算定した金額											
	(2) その他											

投資・財政計画(資本的収支)^{※28)}

(単位:千円)

区分	年度	令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算)	令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度 (見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
資本的収入	1. 企業費平準化債	502,100	605,600	910,600	1,308,400	1,342,800	1,379,000	1,261,000	914,000	1,010,000	941,000	
	うち資本費平準化債		319,000	384,000	381,000	375,000	371,000	359,000	287,000	280,000	205,000	
	2. 他会計出資金			181,623	182,816	170,481	145,124	120,304	109,789	3,873		
	3. 他会計補助金	310,000										
	4. 他会計負担金											
	5. 他会計借入金											
	6. 国(都道府県)補助金	226,500	131,797	317,559	653,031	324,569	683,798	747,013	459,275	586,375	568,468	
	7. 固定資産売却代金											
	8. 工事負担金	92,971	70,899	67,187	54,838	61,800	71,478	141,244	147,022	122,797	85,003	
9. その他	40,000	40,000	48,764									
計	(A)	1,171,571	848,296	1,525,733	2,199,085	1,899,650	2,279,400	2,269,561	1,630,086	1,723,045	1,594,471	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額	(B)											
資本的支出	1. 建設改良費	1,171,571	848,296	1,525,733	2,199,085	1,899,650	2,279,400	2,269,561	1,630,086	1,723,045	1,594,471	
	うち職員給与費	830,643	542,933	1,011,063	1,741,575	1,525,420	1,892,933	1,844,034	1,264,307	1,482,020	1,456,869	
	2. 企業債償還金	17,599	20,028	18,852	22,629	26,610	26,610	26,610	26,610	26,610	26,610	
	3. 他会計長期借入返還金	934,031	970,601	989,635	999,619	1,013,462	1,002,439	990,665	931,426	891,743	852,521	
	4. 他会計への支出金											
	5. その他											
	計	(D)	1,764,674	1,513,534	2,000,698	2,741,194	2,538,882	2,895,472	2,834,799	2,195,833	2,373,863	2,309,490
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額	(E)	593,103	665,238	474,965	542,109	639,232	616,072	565,238	565,747	650,818	715,019
	補填財源	1. 損益勘定留保資金	563,691	567,483	420,122	451,248	539,918	512,649	478,350	505,928	580,559	641,982
2. 利益剰余金処分額			68,961									
3. 繰越工事資金												
4. その他		29,412	28,794	54,843	90,861	99,314	103,423	86,888	59,819	70,259	73,037	
計	(F)	593,103	665,238	474,965	542,109	639,232	616,072	565,238	565,747	650,818	715,019	
他会計借入金残高	補填財源不足額											
	(E)-(F)											
	他会計借入金残高											
	(G)											
企業債残高	(H)	12,280,242	11,915,241	11,836,206	12,144,987	12,474,325	12,850,886	13,121,221	13,103,795	13,222,052	13,310,531	

○他会計繰入金

区分	年度	令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算)	令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度 (見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
収益的収支分	うち基準内繰入金	925,678	887,233	762,882	715,253	730,034	703,102	718,608	732,892	739,252	756,185
	うち基準外繰入金	593,557	756,648	738,586	715,253	730,034	703,102	718,608	732,892	739,252	756,185
	うち基準外繰入金	332,121	130,585	24,296							
資本的収支分	うち基準内繰入金	310,000		181,623	182,816	170,481	145,124	120,304	109,789	3,873	
	うち基準内繰入金	198,200		181,623	182,816	170,481	145,124	120,304	109,789	3,873	
	うち基準外繰入金	111,800									
計		887,233	944,505	848,226	898,069	900,515	848,226	838,912	842,681	743,125	756,185

6 経営戦略の進捗管理

6.1 進捗管理

毎年度、各種経営指標の動向に留意しつつ、PDC Aサイクル^{※29}を用いて経営戦略の進捗管理を行います。また、地方公営企業として独立採算性を確保するため受益者負担の適正化についても検討し、使用料改定の必要性の検討など5年ごとに見直しを行ってまいります。

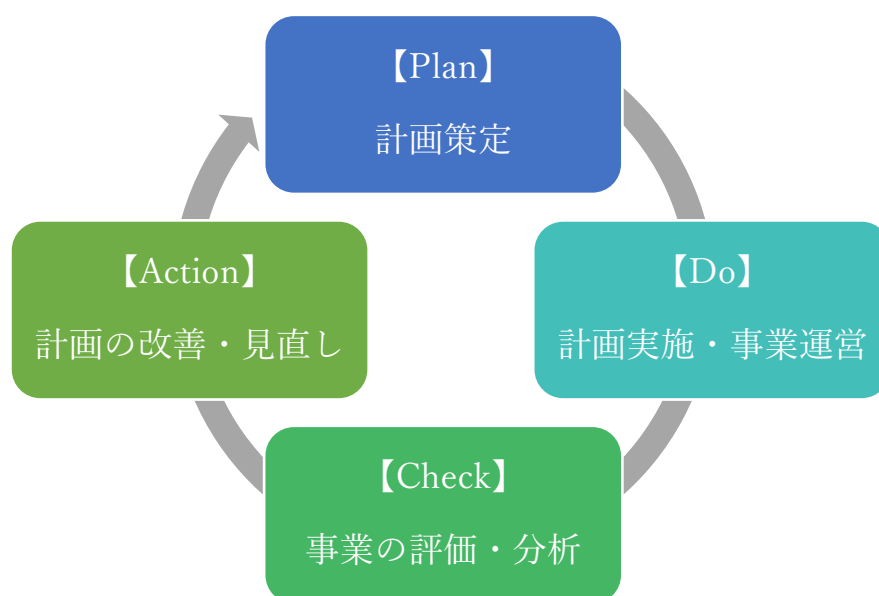


表-12 経営戦略の進捗目標値

経営指標			実績	目標
			R5 年度	R11 年度
ア	整備率	%	70.8	80.9
イ	水洗化率	%	72.1	75.0
ウ	経費回収率	%	100.0	100.0
エ	起債残高	百万円	12,145	13,311

7 経費回収率向上に向けたロードマップ

国土交通省「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について」（令和2年7月21日付け国水下企第34号）に基づき、経費回収率の向上に向けたロードマップを以下に示します。

本市では、経費回収率向上に向け、令和5年1月に使用料改定をしました。さらに、令和6年度に経営戦略を見直し、下水道使用料については現状を維持することになりました。今後は、5年ごとに使用料改定の必要性を検討し、適正水準の確保に努めます。

項目	年度										
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
経営戦略計画期間											
経営戦略見直し					◎						◎
計画期間											
使用料の検討					◎						◎
使用料改定			◎								

図-11 ロードマップ

公共下水道事業の令和2年度～4年度決算に基づく経費回収率は100%を下回っていますが、令和5年1月の使用料改定により令和5年度決算において経費回収率100%となりました。

今後、使用料収入は緩やかに増加し、物価の高騰により維持管理費の増加が予想されますが、計画期間内は経費回収率100%以上を維持する見込みです。

表-13 経費回収率の目標値

経費回収率	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
		74%	79%	85%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
使用料収入(百万円)	285	291	317	437	450	464	477	486	493	500
汚水処理費(百万円)	385	370	373	437	450	464	477	486	493	500

【経費回収率100%以上を維持する具体的な取組み】

① 収入増加

令和6年度より、岐阜県の「岐阜県汚水処理事業広域化・共同化計画」に基づき実施されている「清流の国ぎふ下水道接続促進キャンペーン」に参加しており、水洗トイレに改造していただくために、工事に要する費用の融資あっせん、その融資にかかる利子を補給する制度を活用してもらえよう未接続家屋へチラシを配布し、処理区域内での早期水洗化の促進に努めます。

また、新たな収入源の確保として、令和7年度より、浄化センターの未利用地を太陽光発電施設の設置場所として、電力会社に長期賃貸借を行うことで、賃料収入が発生し、収入の増加に期待できます。

② 支出削減

令和6年度に電力会社の見直しを行い、処理場施設の動力費の削減に努めました。これから先も汚水処理にかかる電力コストの増加が懸念されるため、1～2年ごとに電力会社の見直しを行います。また、令和2年度には水道事業と組織の見直しを行い、下水道事業と水道事業の担当課を統一し、窓口の一元化により一連の業務を一体的かつ合理的に処理できる体制を整えました。今後も水道事業と一体的に行うことが可能な業務等を検討し、経費削減に努めます。

8 用語集

※	用語	説明	頁
※1	下水道	下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設、これに接続して下水を処理するために設けられる施設、これらの施設を補完するために設けられるポンプ施設等の施設の総称のこと。	1
※2	管渠	家庭や工場などから出た下水を収集し、排除する（処理場などへ送る）ための施設のこと。 具体的には、汚水管渠、雨水管渠、合流管渠、遮集管渠など。	1
※3	企業会計（方式）	現金の動きやその残高のみではなく、債権債務の発生の事実に基づいて経理し（発生主義）、その年度の事業活動に係るもの（収益的収支）と翌年度以降の事業活動の基になるもの（資本的収支）とに区分して経理することにより、経営成績や財政状態を明らかにする会計方式。	1
※4	維持管理費	日常の下水道施設の維持管理に要する経費で、処理場、ポンプ場等の電気代等の動力費、処理場の薬品費、補修費、委託費等とそれに係る人件費等によって構成。	1
※5	水洗化人口	下水道の処理区域内で実際に水洗便所を設置して汚水を処理している人口。	2
※6	特定環境保全公共下水道事業(特環)	公共下水道のうち、市街化調整区域における下水道のこと。	4
※7	有収水量	使用料徴収の対象となる水量。	7
※8	マンホールポンプ	低い土地にある地域の汚水をマンホール内で地表付近へ揚水するための施設で、2基のポンプで交互に運転している。	8
※9	分流式	汚水と雨水を分けて流す方式の下水道のこと。	8
※10	標準活性汚泥法	エアレーションタンク内で下水と活性汚泥をエアレーションによって混合後、最終沈殿池で、活性汚泥を沈殿分離し、上澄液を処理水として流出させる方法である。分離された活性汚泥の一部は再びエアレーションタンクに送られる。本法では主として有機物が除去される。	8
※11	汚泥処理	下水処理によって発生した汚泥に、濃縮・消化・脱水・乾燥・焼却などの処理を加えること。	8
※12	造粒調質+ベルトプレス脱水	汚泥の調質と固定分離を同時進行させ、その濃縮汚泥の水分を脱水機で搾り取り、固形状の脱水ケーキとする。汚泥中のリンを無機凝集剤と高分子凝集剤で固定し、脱水ケーキとすることで効率的な除去が可能となる。	8
※13	ストックマネジメント計画	施設の健全度や重要度を考慮した効果的な点検調査を実施し、安全性を確保するための適切な維持・修繕・改築など計画的かつ効率的に施設管理を行うこと。	9
※14	経費回収率	汚水処理に要した費用に対する、使用料による回収程度を示す指標。汚水処理に係る全ての費用を使用料によって賄うことが原則。 (算式) 使用料収入÷汚水処理費用（公費負担分を除く）	10
※15	起債（企業債）	地方公営企業が行う建設改良事業等に要する資金に充てるために起こす地方債のこと。	10

※	用語	説明	頁
※16	一般会計繰入金	下水道建設費のうち国庫補助金、受益者負担金及び地方債を充てた以外の部分、維持管理費のうち下水道使用料で賄うべき以外の部分について、市の一般会計より下水道事業特別会計に繰り入れるもの。	12
※17	下水道人口普及率	行政区域内人口のうち、処理区域内人口が占める割合。下水道がどれだけ普及しているかを表す指標。 (算式) 処理区域内の行政人口÷行政人口	15
※18	内部統制	内部統制とはリスクの発生を未然に防止し、あるいは早期発見し、リスクが発生した場合に適切に対応する仕組み。 「地方公共団体における内部統制のあり方に関する研究会（総務省所管）」による報告書（平成21年3月）によると、①業務の有効性及び効率性、②財務報告の信頼性、③事業活動に関わる法令等の遵守、④資産の保全の4つの目的が達成されるよう、組織内の全ての者によって遂行されるプロセスとされている。	15
※19	受益者負担金	都市計画事業として施行する下水道事業に要する費用の一部に充てるため、下水道の整備により利益を受ける土地の所有者等に建設財源の一部負担を求めるもの。	17
※20	不明水	下水道施設に流入する排出元が明確でない雨水や地下水などのこと。	17
※21	包括民間委託	従来の使用発注に基づく業務委託と違い、民間業者に対して施設管理に放流水質などの一定の性能の確保を条件として課す性能発注方式。運転管理方法等の詳細や電力、水道及び薬品等の調達や補修の実施など民間業者の業務範囲を増やすことにより、民間活力を導入し維持管理コストの縮減を図る手段の一つ。	18
※22	OJT	On-the-Job Training の略。職場で実務をさせることで行う職業教育のこと。企業内で行われるトレーニング手法、企業内教育手法の一種である。	19
※23	クラウド	クラウドとは、ネットワーク、特にインターネットをベースとしたコンピュータ資源の利用形態を指す。	19
※24	BCP	Business continuity plan の略。事業継続計画とは、災害などの緊急事態が発生したときに、企業が損害を最小限に抑え、事業の継続や復旧を図るための計画。	20
※25	特定事業場	人の健康または、生活環境に被害を及ぼすおそれのある汚水を排出する可能性のある施設については、特定施設として法令で規定されており、この特定施設を設置している工場・事業場。	20
※26	除害施設	工場、事業場からの排水を条例で定める基準に適合させるための施設。	20
※27	収益的収支	一事業年度の企業の経営活動に伴い発生する全ての収益とそれに対応する全ての費用。	22

※	用語	説明	頁
※28	資本的収支	企業の将来の経営活動に備えておこなう建設改良及び建設改良に係る企業債償還金などの支出と、その財源となる収入。	23
※29	PDCA サイクル	Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)を繰り返し、改善していく手法。	24

自然とくらし



市の花 美濃菊と木曾川をイメージした
羽島市公共下水道用マンホール蓋